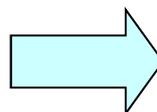


定期報告対象の見直し【建築設備】

記号	用途	規模(その用途にかかわる範囲)	報告の時期
A	学校又は体育館	3階以上の階数を有するもの又は当該用途が500㎡を超えるもの	毎年1回 (国土交通大臣が定める検査の項目は3年以内ごと)
B	病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを除く)、児童福祉施設等		
C	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場		
D	百貨店、マーケット、公衆浴場又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)		
E	ホテル又は旅館		
F	下宿、寄宿舎又は共同住宅	対象外	
G	博物館、美術館、図書館、ボート場又は水泳場	3階以上の階数を有するもの又は当該用途が500㎡を超えるもの	毎年1回 (国土交通大臣が定める検査の項目は3年以内ごと)
H	事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1000㎡を超えるものに限る)		
エレベーター又はエスカレーター			毎年1回
建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物			毎年1回



記号	用途	規模(その用途にかかわる範囲)	報告の時期
A	学校又は体育館	対象外	
B	病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを除く)、児童福祉施設等	3階以上の階数を有するもの又は当該用途が500㎡を超えるもの	毎年1回 (国土交通大臣が定める検査の項目は3年以内ごと)
C	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場		
D	百貨店、マーケット、公衆浴場、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場		
E	ホテル又は旅館		
F	下宿、寄宿舎又は共同住宅	対象外	
G	博物館、美術館又は図書館(ボート場、水泳場は除く)	3階以上の階数を有するもの又は当該用途が500㎡を超えるもの	毎年1回 (国土交通大臣が定める検査の項目は3年以内ごと)
H	事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1000㎡を超えるものに限る)		
エレベーター又はエスカレーター			毎年1回
建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物			毎年1回

- ・記号Aの用途の学校又は体育館を報告の対象外とする。
- ・記号Dの用途にキャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場を追加。
- ・記号Gの用途のボート場及び水泳場を報告の対象外とする。